

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 11 日

ウツミリサイクルシステムズ株式会社 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針
(ガイドライン) に基づく個別の安全性の照会について (回答)

「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針 (ガイドライン) について」(平成 24 年 4 月 27 日付け食安発 0427 第 2 号。以下「平成 24 年通知」という。) に基づき、令和 3 年 11 月 18 日付け貴社から生活衛生・食品安全審議官に提出された照会について、下記のとおり回答します。

記

本件について、提出された資料に基づく限りにおいて、平成 24 年通知別添の「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針 (ガイドライン)」に則っていることが確認された。

引き続き、再生プラスチック材料または最終製品について定期的に試験検査等を実施することによりその安全性を確認すること等、平成 24 年通知に則った適切な製造管理を実施いただきたい。

なお、「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号) の一部が令和 2 年 6 月 1 日に施行され、食品用器具及び容器包装にポジティブリスト制度が導入されているが、平成 24 年通知には当該制度に関する事項は含まれていないため、提出された資料の条件において製造された再生プラスチック材料を原料として使用した器具・容器包装については、別途当該制度を遵守する必要があることを申し添える。